富士市教育委員会　３月	定　例　会 臨　時　会	会　議　録 （令和６年）

開催日 令和６年３月２５日　月曜日 開　会　　１３時３０分 閉　会　　１４時５１分	会議場 富士市役所９階 第２委員会室

出席委員の氏名

教　育　長	森　田　嘉　幸	委　　　員	塩　谷　知　一
教育長職務代理者	和久田　恵　子	委　　　員	保　科　悦　久
委　　　員	松　田　靖　子		

出席職員等の氏名

教育次長	江　村　輝　彦	青少年相談センター所長	川　口　壽　彦
教育総務課長	味　岡　俊　雄	博物館長	植　松　良　夫
学校教育課長	齋　藤　文　徳	教育総務課調整主幹	小長谷　　聡
学務課長	村　嶋　　博	教育総務課参事補	吉　村　直　也
社会教育課長	吉　田　和　洋	教育総務課主幹	遠　藤　綱　輝
文化財課	久保田　伸　彦	教育総務課指導主事	山　田　英　雄
中央図書館長	大　川　英　子		傍聴人　２人
富士市立高校事務長	榎　　俊　英		
教育研修・特別支援教育センター所長	檜　木　小重美		

議題（動議）及び議事の大要

（議　案）

議第　７号　富士市教育委員会事務局処務規則等の一部改正について

議第　８号　富士市立小・中学校管理規則の一部改正について

議第　９号　富士市学校運営協議会規則の一部改正について

議第１０号　富士市ことばの支援委員会規程の制定について

議第１１号　富士市立小中学校の通学区域を定める事務取扱要領の一部改正について

（報　告）

報第　５号　令和５年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について

作成者　山田　英雄	署名人	

「開会」

教育長

それでは定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、３月定例会を開会致します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の定例会（２月定例会)、会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等ございましたらお願いいたします。

教育次長

私の方から２点、御報告させていただきます。

１点目は市議会２月定例会についてでございます。２月 15 日から開会しておりました市議会２月定例会ですが、3 月 22 日で閉会となりました。このうち、3 月 13 日、14 日に開催されました産業教育委員会において、新年度予算及び条例案等について審議が行われ、22 日の本会議にて、最終的に可決されました。

また議会質問の関係ですが、市長の施政方針に対する質問及び一般質問が、合わせて９人の議員から 10 件提出されました。これらの答弁要旨につきましては、本日取りまとめたものを資料として各委員に配付させていただきました。そちらをもちまして、報告とさせていただきますのでよろしくお願いします。

２点目は事務局職員の人事異動についてであります。今月 15 日に行政職、21 日には教育職の令和６年度人事異動の内示がありました。これに伴い、教育委員会事務局の所属長におきましても、異動対象となる者があります。また今月末をもちまして退任する所属長もおります。会議終了後に、今月末をもちまして異動又は、退任する所属長につきまして、挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

「議事の大要」

教育長

これより、議事に入ります。

本日は議決案件５件と、報告事項１件、合計６件の審議をお願いいたします。

本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。塩谷知一委員と保科悦久委員にお願いします。

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。初めに、「議第７号　富士市教育委員会事務局処務規則等の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

（議第７号　富士市教育委員会事務局処務規則等の一部改正について説明する。）

教育長

それではこれより議第７号案に対する質疑を行います。

塩谷委員

今の説明で専門員について位置付けがよくわからなかったのですが、もともと今回統括専門員と主任専門員、専門員という職名を３つ配置し、その中で、統括専門員と主任専門員というのは、富士市の行政の組織規則の中でも、今までなかったものを行政組織に入れた上で、教育委員会にも配置するということですか。また、専門員というものはもともと行政組織規則にあったものの、今まで教育委員会にはその専門員がいなかったが新たに配置するということですか。専門員はもともと規定を見るとあったというふうに記載されていたものですから、その関係をもう一度整理していただいてもよろしいですか。

教育総務課長

まず、今回新設される統括専門員と主任専門員につきまして、統括専門員は 60 歳を迎えた時点の年度末に部長、課長だった方がなります。

基本的に６級職で統括主幹と同じような、要するに、昔で言いますと課長補佐のような位置付けの職員なのですけれども、それまでの議会対応などの経験を生かして課長を補佐するような位置付けとなります。

主任専門員という方は同じ６級のままですけれども、それまで統括主幹、同じ６級でいたのですけれども、そのまま現在の職務をやっていただく形になります。

給料につきましては 60 歳を超えて、最初の年度末の給料の 7 割が支給されます。これは定年の延長になった方全て同じ形となります。

専門員の方は、それ以前の５級相当職の主幹という職がございまして、その職務に就いていた方が再任用になりますと、専門員という形になり、同じような仕事をしていただくということになります。

そのような形で位置付けをしております。以上です。

塩谷委員

先ほど、差し替え版の８ページで、改正後の 23 条にある、参事以下の職務について、この行政組織規則の一部を改正する規則というものに規定されているのですが、新しく専門員というものが６項にありますが、これはもともと旧規定でも専門員とい

うものがあるのですが、この旧の専門員と、今回新たに設置するという専門員は同じ立ち位置でいいのですか、という質問になります。

教育総務課長

今までも専門員という職名はありましたけれど、今までは再任用制度という形になっておりました。基本的に、65 歳まで年金が支給されないものですから、その間、雇用と年金を接続するという意味合いがあり、再任用制度を富士市は設けておりました。定年が 60 歳から 65 歳まで延びて行く中で、定年後、65 歳までの間の再任用職員は徐々に減少していきます。その段階は国家公務員の場合、暫定再任用という言い方をしており、経過措置のような位置付けとして再任用制度を運用しております。

再任用の方は、給料が給料表の中で一番下に、再任用という項がありまして、その給料になります。

塩谷委員

そうすると、今回、同じ専門員という規定があって、規定の中身も特に変わってないのですが、今までの専門員と、今回新たに規定する専門員というのは、規定上、何か違いが出るのですか。職務上はこれ見ると、職務内容は全く同じ文言に見えるのですが、違うところで何か区別が生じるという意味ですか。

教育総務課長

職務自体は同じです。位置付けの考え方も、60 歳を超えて、お勤めいただく方の職名であるということは間違いないです。

ただ給与的な部分において、いろいろ差がありますが、来年度以降も再任用の方がおり、全員、暫定再任用に移行をしていきますが、再任用の場合ですと、期末勤勉手当とかが、ほぼ正規職員の半分になります。

塩谷委員

これまでの教育委員会では専門員という方はいらっしゃらなかったのですか。

教育総務課長

図書館の管理担当に、再任用である専門員が１人配置がされております。

塩谷委員

わかりました。ありがとうございました。

和久田委員

職員の方々の役職名というものが企業とは違うものですから分かりません。課長と統括主幹は職位の違い等分からないのですが、改正後の６ページの第２条のところに出ている職名はその職位順で記載されているのですか。

教育総務課長

こちらの配置、職名の規則に関する配置は、給料が９級体制になっております。

１級から９級まであり、９級が部長級であり、教育委員会では教育次長が該当します。課長や館長、事務長、参事といった職務は７級になります。調整主幹、統括主幹、室長、所長は６級となります。

次の７ページに、参事補という職がありまして、こちらまでが６級の統括主幹級になり、主幹から園務主任までが５級職になります。主査と副園務主任が４級職、上席とつくと３級となっております。後ろの方は教育職給料表になり、適用が少し違いますが、職名は職位順に並んでおります。

和久田委員

肩書きが上席とか統括とか、いろいろあるので、それがどのようなものか把握ができていなかったので質問させていただきました。

先ほどの再任用の件に関しては、企業でいうと継続雇用に相当して、本人が希望すれば全員それをしていくという形になるのですね。

教育総務課長

先ほどの職名について補足させていただきます。室長とかについては直接的な名前を付けていきます。例えば、途中にあります園務主任とか幼稚園職の方、あと技師や技術職の場合、例えば、建築や設備の方、あと栄養士とか、心理判定員、作業療法士はその職名が仕事を表しております。基本的に職種により、同じ級でありますが、名前を分けております。

松田委員

施行日が令和６年４月１日となると、定年延長となる職員というのは、１年ずつ延びてくるので、現在、何歳の方ですか。

教育総務課長

今年度末に 60 歳に達して定年退職になる方は、今年はおりません。基本的に、61 歳が定年になりますので、役職がなくなり、６級以下になりますけれども、定年は 61 歳という形になります。２年ごとに、定年が延びていきまして、最終的には 65 歳が定年になるように制度設計がされております。

教育次長

定年延長の話は、なかなか口頭では、分かりにくいものですから、もしよろしければ定年延長についての説明は表とかを見ながらの方が非常に分かりやすく、今ここで、口頭で説明するのは、分かりにくいかと思います。我々職員も理解するまでに時間がかかったものですから、また別の機会に実際のグラフや表をお見せしながら説明できればと思います。こちらに関しては教育委員会だけではなく、市全体のものになりま

して、今回の議題はそちらとリンクしたものになりますから、別の機会に説明させてもらえればと思います。

教育長

定年延長は２年ごとに、１歳ずつ延長しますので、65 歳まで延長するのは 10 年後になり、そこで定年延長が完成します。その立て付けについてまた詳しく、言葉ではなかなか難しいので、２年ずつ定年が延びていくという仕組みを、また改めて説明していただければと思います。これは教職員の方も同じです。

教育長

それでは質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第７号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

それでは御異議なしと認め、議第７号案は承認いたしました。続いて「議第８号　富士市立小・中学校管理規則の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

（議第８号　富士市立小・中学校管理規則の一部改正について説明する。）

教育長

それではこれより議第８号案に対する質疑を行います。

教育長

それでは質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第８号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

それでは御異議なしと認め、議第８号案は承認いたしました。続いて「議第９号　富士市学校運営協議会規則の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長の説明

（議第９号　富士市学校運営協議会規則の一部改正について説明する。）

教育長

それではこれより議第９号案に対する質疑を行います。

塩谷委員

今の課長の説明で方向性はよく理解できました。もともとこの 47 条の５でしょう

か、このただし書があって、さらにこの文部科学省令では、どういう場合に２つ以上の学校において１つにできるのかについて、小中一貫校の場合という例が挙げられているのは拝見したのですが、今後、方向とするとまず１校に１つというよりも本当にその地域で１つという方向に進んでいくことになるのですか。それともまだ様子を見ながら、ということになるのですか。

学校教育課長

方向としては、より地域と一体であるとすると、１つになる方向ではないかと想像しておりますが、まだ各中学校と小学校では、学校運営において、微妙に独自性があり、やはり発達段階に応じて対応が違うので、どのように１つにまとめていくのかということにはもう少し時間が必要かと思っています。

将来的に１つになれば、より地域に一体感が出ると思いますが、それがどのぐらいの段階で実現できるのかもう少し様子を見なければいけないと思います。

塩谷委員

もう１点、お願いします。例えば２小１中ですと３つ学校運営協議会があるわけですが、学校運営協議会同士の統一会議といいますか、定期的に例えば３校で合同で協議会が行われているのかどうか、その辺の実態を教えていただけますか。

学校教育課長

今後を見据えたときにそのようなことも必要ということから、地区によっては合同の会議を開くところもあるようです。ただ、全てのところではありませんし、完璧に把握はしていませんが、そういうことも必要であり、やっているところもあります。

教育次長

若干補足させていただきます。特に１小１中の地区、例えば田子浦地区等では、メンバーが校長と PTA 会長以外全員同じになります。そのため合同で開催して、同じ日に同じ場所で、先にまず小学校だけでやって、そのあと小中合同でやって、小学校の方々が帰ってとか、１小１中だと、地域コミュニティーのまちづくり協議会と、一緒ですから、合同になりやすいです。

ところが２小１中とか３小１中ですと、もうコミュニティーが違いますから、そうすると各地区の地域の課題が違ってきますので、中学校区でまとめていますが、まちづくり協議会との関係もあるものですから、それはなかなかスムーズにいかないかもしれません。

ただ松野学園がまさに施設一体型でスタートしましたけども、１小１中のところ、元吉原地区や、富士川第一などもそうですけれど、そういうところは意外とこの運営協議会というのは同一にしてしまって、そこに両方の校長と PTA 会長が入るということがスムーズに行きやすい仕組みになっております。ただ、先ほど申し上げたように２小１中とか３小１中だと、まだまだ運営協議会を１つにするというのは、コミュニ

ティーとの差があるのかなといった個々の事情があるかと思います。

塩谷委員

今後、各学校あるので、定期的に、お互いの情報交換ではないけれど、１つにまとめていく方向での会議が、地域、地区ごとでもある程度、どこの地域でもそうしていくのが適していると思うので、ぜひ今後御検討お願いいたします。

和久田委員

２小１中の中学校区が多い形になりますが、この場合、例えば小学校区域のまちづくり協議会の会長さんは、必ず全部に入るということは、今はなされてないのですか。

例えば、伝法のまちづくり協議会の方が、吉原第一中学校ではなくて吉原小学校の方の協議会の方に入るみたいなことはないですか。

教育次長

吉原第一中学校の、いろいろな行事における交流はありました。例えば岳陽中学校で市町駅伝の時には、富士を代表して岳陽中校区という中で、広見小の子供と丘小の子供と岳陽中の生徒の壮行会を、お互いのまちづくり協議会が合同で行っているそうです。そういう１つの取組もありますが、実際まちづくり協議会自体には伝法のまちづくり協議会には吉原の方は入っておりません。まちづくり協議会はあくまでも小学校区単位といいますか、行政区単位ですからそれはございません。ただ、中学においては、運営協議会の中ではお互い、伝法小の方、吉原小の方が吉原一中の運営協議会の中には入っていると思います。

和久田委員

以前PTAをやっているときに違う小学校から１つの中学校に上がってくると、小学校間でのすり合わせができてないので、すごく大変でした。それでは中学校中心にやるようなこともしてみましたが、それ以外に小学校のPTAの交流を行ってみたところ、お互いの中身が分かっていいというところがあったので、このＡという小学校とＢという小学校の会長だけが時々お互いの会議にも参加する取組をしておりました。そういうことができると下の段階から分かりやすくなるのかなと思い、御質問させていただきました。

学校教育課長

今、和久田委員からありましたお話は、私たちも考えているところです。

そういう中で、ここ数年、各学校で進めてきたことが小中一貫教育を見越して、２小１中のそれぞれの小学校の目指す子供像というものを共有するということです。数年前は、それぞれ単独で設定し、中学に行っておりました。それを目指すものを共有しながら、お互い目指していって、１つの学校になるようにし、円滑になるようにということを目標にここ数年進めてきました。そういう中で、ある程度差が薄まった中

で、もちろん小学校同士の連携ということも、数年前以上に、今は意識しているので、その繰り返しが今後どのように展開するのかというところです。

和久田委員

確かに結構、やっていることが違います。地区でやっていることもPTAでやっていることも全然違うので、早めにそっちではそういうことやっているのだということをわかり合って上に上がってった方が、より一緒になりやすいのかなと思ったのでできればそういう機会を作っていただけるといいのかなとは思いました。

教育次長

小中一貫教育の新しいパンフレットの表紙のところに、小小連携という言葉があります。今、学校教育課長から、学校では当然もう小学校同士、小小連携はもう当然のことをやっておりますが、和久田委員おっしゃる通り、PTAの方とも具体的に、市Ｐ連の中で小中一貫と、コミュニティスクール推進する中での小小連携の部分をPTAの範疇のところで、ということは、３校１校とか３校合同とかよかったと思いますけど、小小連携の部分はあまり論じていなかったと思いますので、今の御意見を聞いた中で、PTAのレベルで、小小連携というのは非常に意味があることだと思いますので、市Ｐ連の中でも相談していければと思います。

教育長

今、お話ありましたように、小中一貫教育を、実質、作り上げるためには、小学校同士の連携、それから、PTAと地域を巻き込んだ、小学校同士の連携があって、そしてそこで面の繋がりがあってそれが今度は縦の接続ということで、繋がっていくことによって、大きな縦の接続の面が連なっていって本当に立体的な３次元の連携、それから接続というようなことができるのではないかなと思いますので、今まさに、和久田委員おっしゃったように、小小同士のPTA、それから地域とのつながり、その核に学校がなっていけばいいのかなと思っています。

他にはいかがでしょうか。

それでは他に質問等がないようですので議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、議第９号は原案の通り承認よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは御異議なしと認め、議第９号案は承認いたしました。続いて「議第10号　富士市ことばの支援委員会規程の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育研修・特別支援教育センター所長の説明

（議第10号　富士市ことばの支援委員会規程の制定について説明する。）

教育長
　それではこれより議第 10 号案に対する質疑を行います。

塩谷委員
　内容については、いいかと思いました。他のいろんな規定にある、委員の人数の上限ですとか、人数を特に入れてないというのは、この一般規定によるというそういう趣旨でしょうか。

教育研修・特別支援教育センター所長
　特に人数については、市の附属機関設置条例に基づく、その中に入っているものではないので、人数の規定は特に設けておりません。

塩谷委員
　それでは今、イメージとして何人ぐらいのこの会議体を想定しているのですか。

教育研修・特別支援教育センター所長
　校長先生が２人と、それからことばの通級の先生たちが今５人、それと専門職が 1 人とで、７、８人ぐらいになります。

塩谷委員
　分かりました。それはそれで構わないと思います。人数は、そう意味では、上限は特に規定せずに置くということも分かりました。

教育長
　第３条３項２号ことばの教室を担当する教諭の数と、それからその言語聴覚士の数が担当で、ここにはあえて数字は書かないということで、これはまた増えたり減ったりもするということですか。ある程度の数字がもし分かれば教えてください。

教育研修・特別支援教育センター所長
　これから先、増えるということは想定されますが、おそらく通級指導教室が増えていくとすると、発達通級の方は増えていく可能性はとても高いですが、ことばの通級の方はそんなに増えていかないのではないかと思っています。そのため、人数についてそんなに増えるっていうことは想定してないです。

教育長
　人数に対する規定が書いてないことについての、何か説明できる方がいらっしゃいますか。書いていなくても問題はないのですか。

教育総務課長

この規定は、先ほど説明がありましたけれども、他の委員会から枝分かれするような形で作成しました。もともとその正規の方には、附属機関設置条例の方で附属機関として位置付けられていて、そこには条例に人数が規定をされておりますので、その施行規則という形の規定ですと、実は条例で、上位法で書いてあります。

こちらの方は、こちらが根拠になるので、規定した方がいいかもしれませんので、総務課等々と協議させていただいて、確認を取らせていただきたいと思います。

教育長

それでは、この議第 10 号案につきましては、改めてその人数に対する根拠について、委員の皆さんに、年度内にお伝えをして、御理解をいただくということを、付け加えて承認をいただくということでよろしいでしょうか。

和久田委員

もともとの制定概要が、ことばの教室への入級希望者が年々増加していることに伴い、審議数も増加しているためと書いてあったので、増加しているのだなと思いまして、その増加する中で専門職の方が１人という話だったので、言語聴覚士という専門職が不足しているということはいろいろな場面で聞くのですが、言語聴覚士の方は、どのぐらいいらっしゃるのですか。

１人だけ専門職としてはいらっしゃるのですか。

この後、増えていったときには、例えば何人に１人配属するというような形になるのですか。それとも、専門職も１人だけで賄うことになるのですか。

学校教育課長

現在のところは１人です。それで対応してきました。それが、ここのところすごく増加してきました。これについては、今後増やすとも何とも言えないのですが、数が多くなってきて１人では限界が来たときには、それも考えなければならないと思っています。今のところはまだ１人で対応できる状況です。

和久田委員

ありがとうございました。もともとこの資格を持っている方が少ないと聞いているので、例えば確保するときにどうするのか不安になったので、先ほどの答弁と異なりますが、万が一増えてくようであれば、その辺を考えておかなければいけないと思い質問させていただきました。

教育総務課長

先ほどの人数のことについて、今のお話も踏まえて、総務課との協議で人数を規定する場合、何人以内という言い方、これ以上は多くならないように定めて、規定するような形にするのが適当かと思うので、そんな形で進めたいと思います。

教育長
　それでは改めて私も確認した上で、４月１日以前に委員の皆さんに御説明をいただき、それを条件として、議第 10 号案は原案のとおり承認してよろしいですか。
　（「異議なし」の声）
　それでは御異議なしと認め、議第 10 号案は承認いたしました。
　続いて「議第 11 号　富士市立小中学校の通学区域を定める事務取扱要領の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

学務課長の説明
　（議第 11 号　富士市立小中学校の通学区域を定める事務取扱要領の一部改正について説明する。）

教育長
　それではこれより議第 11 号案に対する質疑を行います。

教育長
　それでは質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。
　それでは、議第 11 号案は原案のとおり承認してよろしいですか。
　（「異議なし」の声）
　それでは御異議なしと認め、議第 11 号案は承認いたしました。
　引き続き報告事項に移ります。「報第５号　令和５年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明
　（報第５号　令和５年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について説明する。）

教育長
　それではただ今の事務局の報告に御質問等ございますでしょうか。

教育長
　それでは質問がないようですので、報第５号案は了承いたしました。
　以上を持ちまして本日の報告事項は全て終了いたしました。引き続き各課等の予定事項をお願いします。

教育総務課長、学校教育課長、学務課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

それでは全ての課で報告がございました。ただ今説明がありました各課の予定事項について何か質問等ございますでしょうか。

保科委員

３月１日に教育実践研究論文の表彰式がありますが、新聞でも拝見させていただきましたが、論文や研究成果の現場へのフィードバックはどうなっていますか。報告書のようなものを各教員に配布するなどされていますか。

教育研修・特別支援教育センター所長

以前は冊子にして学校に配布していましたが、今はWebの形で皆さんが見られるようにしております。また、実践論文に出された方に、来年度のアフターファイブ研修等で発表していただくなど、そのように還元していきたいと思っています。

教育長

それでは他に質問は、それではないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。４月19日午後１時30分から、富士市庁舎５階第３会議室にて教育委員会会議を開催いたしますのでよろしくお願いします。

本日は長時間にわたり、御審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の公開分の定例会を閉会とさせていただきます。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。